

太宰府市空家等対策計画を策定しました

問い合わせ 都市計画課 都市計画係(☎内線466)

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「太宰府市空家等対策計画」を策定しました。

空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われず放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。今後は、これらの空家等への対応については、本計画の方針に基づき行います。なお、本計画の詳細につきましては市ホームページで公開しています。

空家等の対策における課題の整理

各種調査等から太宰府市における空家等の課題の整理を行いました。

課題①	所有者等における管理意識の向上と環境づくりが必要	意識改革
課題②	空家化の予防促進が必要	発生抑止
課題③	空家活用の意欲を高めるための取り組みが必要	活用推進
課題④	空家が流通するための条件の整理や戦略的な仕組みが必要	流通促進
課題⑤	所有者等が主体的に行動できる環境・施策を構築することが必要	管理徹底

空家等対策に関する理念・基本的な方針

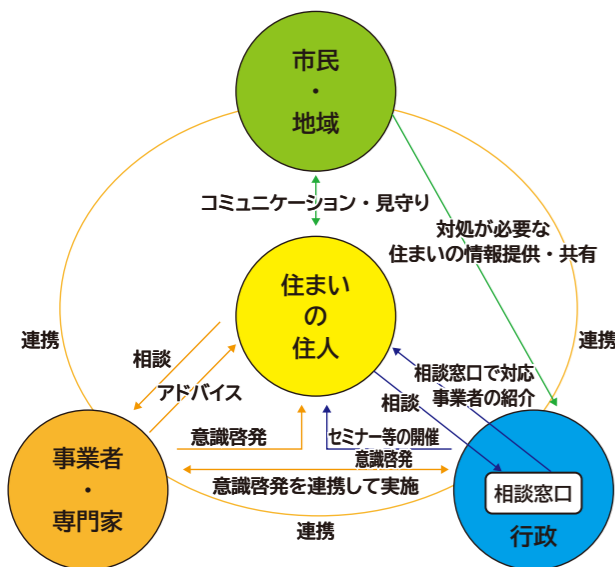
太宰府市に住む一人ひとりが今後の“住まい”の方向性について考え、太宰府の魅力やにぎわいを維持し、協働してまちの活性化を図る

空家等対策に関する基本的な方針

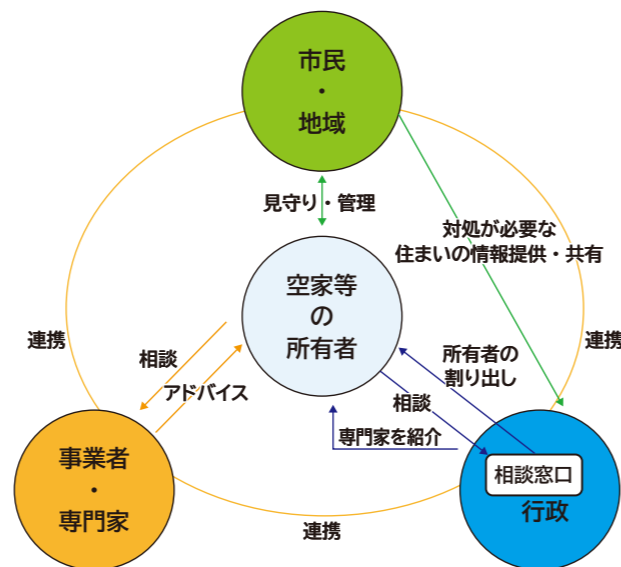
- 方針1 今後の住まい方・方向性を考えることに対する意識の醸成
- 方針2 地域住民・事業者等との連携
- 方針3 空家等の利活用を促進
- 方針4 空家等の適正管理の促進と特定空家等への対応

主体別の役割

【空家になる前】



【空家になった時】



空家等の対策における課題の整理

◆ 空家化の予防推進

現在の住まいを空家等にしないために、今後の住まいの方向性について、考えてもらうきっかけや相談できる場、見守る環境をつくるなど、以下の取り組みを行い、空家予防に努めていきます。

施策	今後の住まいの方向性・維持管理等に関する意識かん養	意識改革
施策	相談体制の整備等	発生抑止
施策	空家等を見守る体制や環境づくりの構築	発生抑止
施策	福祉分野と連携した空家等の予防対策	発生抑止
施策	長く住み続けられる環境の構築（住宅の良質化）	発生抑止

◆ 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則です。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止します。

施策	特定空家等への対応	管理徹底
施策	老朽住宅の除却の促進	管理徹底
施策	空家等の管理者の特定	管理徹底

◆ 空家等の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体と協働した利活用の提案や自治会等の地域との連携による空家等の活用などを検討・実施します。

施策	空家を他用途に利活用する場合の支援	活用推進
施策	空家の除却後の跡地の活用	活用推進
施策	居住地としてのブランド力強化	活用推進
施策	他計画を踏まえた地域に応じた柔軟な対策の検討	活用推進
施策	まちづくりに関連する空家等の活用	活用推進

◆ 空家等を流通させる仕組みづくり ◆

住まいに関する情報を居住希望者に対し発信し、空家等への入居を支援するとともに、空家等の賃貸・売買の際の信頼性確保等に対して支援を行うことにより、空家等の円滑な流通化を促進します。

施策	利活用可能な空家等の情報提供	流通促進
施策	関係団体・機関との連携	流通促進

特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市長は地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。特定空家等の判断については、「特定空家判定方法(基準)」に基づき、太宰府市空家等対策協議会で意見を求め市長が決定します。なお、特定空家等以外で悪影響を与えるおそれのある空家等または法による指導が困難である空家等については、条例の制定等を検討し、指導等の措置を実施するとともに、関係機関と連携した指導の実施を検討します。